

議案第 47 号  
議決第 号

始良市手数料条例の一部を改正する条例の件

始良市手数料条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）6月20日提出  
始良市長 湯元敏浩

始良市手数料条例の一部を改正する条例

始良市手数料条例（平成22年始良市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項手数料の金額の欄中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の始良市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。